**別表３　保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト（第四章関係）**

○全てのチェック欄がチェックされていることをご確認ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | | チェック欄 |
| 一　業務の内容及び契約期間に関する事項 | | | |
| 業務の内容 | 保守点検契約の方式が明示されているか。※ＦＭ契約・ＰＯＧ契約・その他（　　　　　　） | | □ |
| 右記の保守・点検の業務の詳細が明示されているか。 | 保守・点検の項目　注） | □ |
| 保守・点検の頻度（項目毎）　注） | □ |
| 遠隔監視・点検装置の活用　※する・しない | □ |
| 法定の定期検査の実施　※する・しない | □ |
| 業務担当者の要件が明示されているか。 | | □ |
| 故障発生時その他の緊急時の対応方法が明示されているか。 | | □ |
| 保守点検契約に含まれる部品の修理や交換の範囲が明示されているか。 | | □ |
| 契約期間 | 保守点検契約の期間が明示されているか。※契約期間（　　　　　　　　　　　　　　　年） | | □ |
| 契約の更新方法 | 保守点検契約を更新する場合の方法が明示されているか（契約満了日の９０日前までに解約の申出がない時は契約を１年延長する等）。 | | □ |
| 契約の解約 | 保守点検契約を解約する場合の方法が明示されているか（契約を解約しようとする時は、契約の相手方に９０日以上の余裕をもって通知する等）。 | | □ |
| 二　契約当事者の責任範囲に関する事項 | | | |
| 免責条項や賠償義務が明示されているか。 | | | □ |
| 三　保守・点検の業務の再委託の制限に関する事項 | | | |
| 所有者の承諾を得た場合を除き、第三者に委託してはならないことが明示されているか。 | | | □ |
| 四　保守点検業者による作業報告書に関する事項 | | | |
| 提出時期 | 作業報告書の提出時期が明示されているか。※点検毎・１月毎・その他（　　　　　　　　） | | □ |
| 報告書の内容 | 保守・点検、不具合対応等の作業や処置の結果についての報告書を提出することが明示されているか。 | | □ |
| 新たな運行に係る技術情報を得た場合は、その内容について速やかに報告することが明示されているか。 | | □ |
| 五　技術的助言の提供に関する事項 | | | |
| 所有者が昇降機の維持管理及び建物の維持保全計画又は長期修繕計画に関する助言を求めた際、保守点検業者の立場から適切な助言又は提案を行うことが明示されているか。 | | | □ |
| 六　事故発生時等における特定行政庁への報告に関する事項 | | | |
| 昇降機に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から所有者が特定行政庁に報告する上で、保守点検業者の立場から所有者に対して必要な協力を行うことが明示されているか。 | | | □ |
| 七　契約終了時の文書等の返還に関する事項 | | | |
| 契約期間の満了又は契約の解約により契約対象の業務が終了した場合における、所有者が貸与した文書等の取扱いが明示されているか（貸与した文書等の返還等）。 | | | □ |

注）実際の契約に当たっては、「エレベーター保守・点検業務標準契約書」、「エレベーター保守・点検業務標準仕様書」等をご参考にしてください。